

平成22年度青森県食品衛生監視指導計画（案）に対する御意見と本県の考え方

	意見内容	本県の考え方
●公表・意見募集に対する意見		
1	・意見募集のお知らせと指導計画案の開示は、県政情報センター、合同庁舎等とあるがそれ以外の、例えば各市町村窓口、公共施設等でのお知らせの強化を要望する。	本公表は、「あおもり県民政策提案実施要綱」に基づいて行っているものです。 関係資料等については、保健衛生課、県政情報センター及び各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載し、県内6ヶ所の保健所の窓口にも備えています。（その他）
2	・寄せられた意見への回答の公表時期の明示を要望する	平成23年度同計画に係る意見募集に際し、回答の公表予定時期を記載することを検討します。（その他）
●内容に対する意見		
3	・文中の*と用語集に各項目にNo.を付けて一致させる	用語説明については、アイウエオ順に記載しているため、No.を付さなくても検索できるものと考えます。（反映困難）
4	・用語集の項目にページ数をつける	本計画を理解していただくため、より見やすい計画書となるよう、御意見のとおり修正します。（文書修正等）
5	・別紙1～5の用紙に本文に続く連番をつける。また、本文に別紙1（12～13P）等のページ数を掲載する。	本計画を理解していただくため、より見やすい計画書となるよう、御意見のとおり修正します。（文書修正等）
6	・消費者庁の新設を受け、食品安全行政を消費者の立場に立って推進するために、県内の消費者行政部門との連携をより一層強めていただくことを要望する。	本計画の実施にあたっては、消費者庁を含め、関係機関との緊密な連携体制を確保し適切に対応していきます。（実施段階検討）
7	・県民は、各保健所がどの市町村を管轄するのか分からないので、本文中若しくは別紙で明記することを要望する。	本県の食品衛生行政に対する県民の理解を深め、本計画の資料としていただくため別紙に記述します。（文書修正等）
8	・いわゆる食品異物対策は、どこに説明があるのか？ないのであれば、別項起こして対策を検討することを要望する。	「異物混入防止対策」については、重点監視指導事項とはしていませんが、立入検査時には、一般的監視指導事項の（1）④公衆衛生上講ずべき措置の基準に基づき、異物混入を防止する対策についての指導も行っています。（記述済み）

	意見内容	本県の考え方
9	<p>・食中毒対策として、予算体制を含めより実効性のある対策を要望する。</p>	<p>重点監視指導事項の中に食中毒対策監視を盛り込んでいます。 予算体制については、御意見を拝聴しました。（記述済み及びその他）</p>
10	<p>・事業者のみならず、消費者への啓蒙啓発を更に強めることを要望する。</p>	<p>消費者への啓発については、県のホームページや講習会等を通じて行っていますが、今後も機会を捉えて食品衛生の啓発に努めていきます。（実施段階検討）</p>
11	<p>・県産、土産品監視月間を5月6月とあるが、観光青森県では、春の花見、修学旅行、夏のねぶた・ねぷた・三社大祭、秋のもみじ、冬の雪灯籠、スポーツ大会、学会等年中イベントが開催されている。それらのイベント、とりわけビッグイベントについて、通常の見守り業務への影響が出て、イメージを損なうことがないよう特段の対策を要望する。</p>	<p>監視月間は、限られた人員で効率的に監視を行うために実施しています。 県産土産品監視月間は、12月の東北新幹線全線開業に伴い観光客等の増加が予想されることから、関連食品の安全確保を図るために実施する新幹線開業対策監視の一環として、県産土産品を製造する施設を集中的に監視するものです。 各保健所では、監視月間とは別に通常の見守り指導を恒例行事や当該年度に開催されるイベントなども考慮して計画的に実施しています。 当該監視月間以外でもイベント等の監視指導がおろそかにならないよう実施段階において注意を払っていきます。（実施段階検討）</p>
12	<p>・平成21年度のまとめと課題をどのように踏まえて、平成22年度の計画案となっているのかについての説明を要望する。</p>	<p>平成21年度のまとめ、課題等の評価は、年度終了後（22年度中）に行われます。 平成22年度本計画（案）は、平成20年度の実施結果等を踏まえて素案を作成し、これに実施機関からの意見を加えて作成しています。 また、本計画（案）については、消費者、生産者、事業者及び学識経験者で構成する検討委員会からも意見をいただいています。（その他）</p>
13	<p>・予定されている各種リスクコミュニケーションについての開催地、回数、内容、周知方法について、消費者の意見を反映させながら研究・改善し、より効果的で実効性のある意見交換の場となることを要望する。</p>	<p>食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを担当する部局にも情報提供し、連携した対応について検討します。（実施段階検討）</p>